

「医療法人の会計監査報酬」に関するアンケート調査
-調査結果概要-

2020年10月5日（月）

公益社団法人全日本病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
独立行政法人福祉医療機構

1 「医療法人の会計監査報酬」に関するアンケート調査概要

(1) 目的

平成27年の医療法改正により一定規模以上の医療法人等※に導入された公認会計士又は監査法人による外部監査の運用や費用の状況について、その運用状況や実態を把握し、今後の施策の検討や皆様の運営に参考となる情報提供を行うための基礎情報の収集

※次の要件に該当する医療法人ほか、地域医療連携推進法人

- a 負債50億円以上又は収益額70億円以上の医療法人
- b 負債20億円以上又は収益額10億円以上の社会医療法人、
あるいは社会医療法人債を発行している社会医療法人

(2) 対象

医療法人

(3) 調査方式

WEBアンケート

(4) 実施期間

2020年5月11日～5月31日

(5) 有効回答数

121法人（社会医療法人27法人、医療法人94法人）

(6) 調査とりまとめ・問合せ先

独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンター リサーチグループ

会計監査報酬に関する初回のアンケートということや、新型コロナウイルス感染症対応の最中ということもあり、有効回答数は121法人であった

2 回答属性

(1) 回答内訳

法定監査対象法人が42法人、
うち15法人（36%）が医療法人、
27法人（64%）が社会医療法人
であった。

法定監査対象	医療法人	社会医療法人	総計
対象	15	27	42
対象外	67		67
対象外(任意受検)	12		12
総計	94	27	121

(2) 法定監査対象法人の該当要件

ア 医療法人（収益70億円・負債50億円） イ 社会医療法人（収益10億円・負債20億円）

		収益要件		計
		該当	非該当	
負債要件	該当	9 (82%) (69%)	2 (18%)	11
	非該当	4 (31%)	—	
計		13	2	15

		収益要件		計
		該当	非該当	
負債要件	該当	21 (100%) (78%)	0 (0%)	21
	非該当	6 (22%)	—	
計		27	0	27

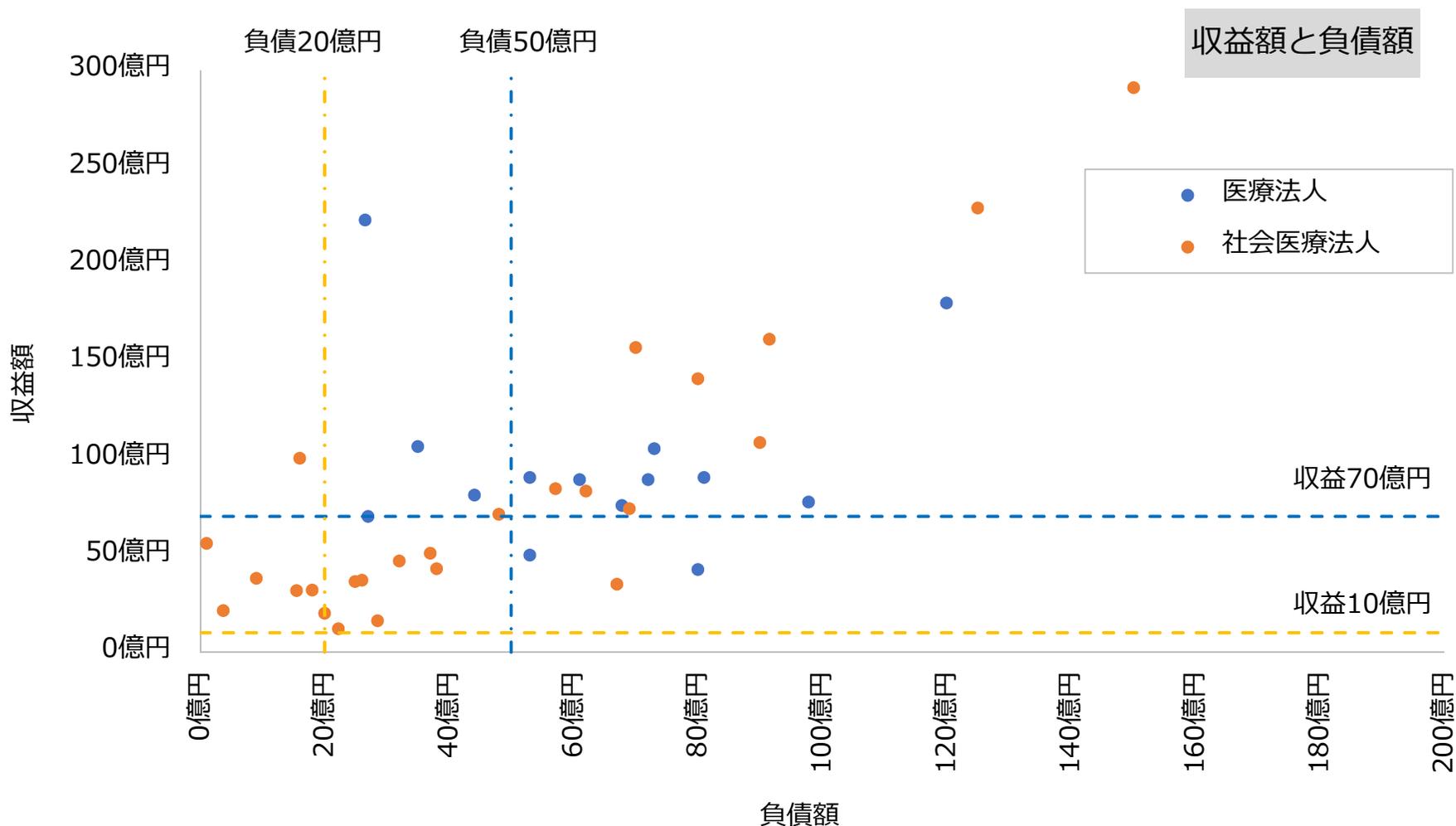
※社会医療法人債を発行している法人はなかった

医療法人では、収益要件と負債要件の当てはまりの度合いに顕著な差はなかった
社会医療法人では、すべて収益要件に該当していた

3 法定監査の要件と当てはまりの状況

(1) 法定監査の要件の当てはまりの状況

社会医療法人の要件（収益10億円、負債20億円）と、医療法人の要件（収益70億円、負債50億円）の適用状態を散布図で示したものの。※図示の都合上スケールから外れている大規模法人もある



3 法定監査の要件と当てはまりの状況

(2) 医業収益規模別の監査報酬額

医業収益規模別・法人種別別に当てはまりの状況をまとめたもの。

医業収益	医療法人			社会医療法人			全体		
	法人数	報酬額 (万円)	医業収益対 監査報酬割合	法人数	報酬額 (万円)	医業収益対 監査報酬割合	法人数	報酬額 (万円)	医業収益対 監査報酬割合
10-19億円				2	103.8	0.07%	2	103.8	0.07%
20-29億円				2	302.5	0.15%	2	302.5	0.15%
30-39億円				6	276.3	0.08%	6	276.3	0.08%
40-49億円	1	300.0	0.07%	2	385.0	0.09%	3	356.7	0.08%
50-59億円	1	200.0	0.04%	2	550.0	0.10%	3	433.3	0.08%
70-79億円	3	603.4	0.08%	2	300.0	0.04%	5	482.0	0.07%
80-89億円	3	512.0	0.06%	2	740.0	0.09%	5	603.2	0.07%
90-99億円	2	400.0	0.04%				2	400.0	0.04%
100億円以上	5	1,034.0	0.03%	9	731.7	0.03%	14	839.6	0.03%
総計	15	654.4	0.04%	27	481.7	0.04%	42	543.4	0.04%

3 法定監査の要件と当てはまりの状況

(3) 社会医療法人の要件の当てはまりの状況

社会医療法人について、医療法人の基準に合わせて、要件の当てはまりの状況と医療収益対監査報酬割合をまとめたもの。

社会医療法人は収益10億円以上の要件に該当して法定監査の対象となっている法人が多く、医業収益に占める監査報酬の割合が高くなっている。

医業収益	負債50億円未満		負債50億円以上		全体	
	法人数	医業収益対監査報酬割合	法人数	医業収益対監査報酬割合	法人数	医業収益対監査報酬割合
医業収益 70億円未満	13	0.09%	1	0.14%	14	0.09%
医業収益 70億円以上	2	0.04%	11	0.03%	13	0.03%
総計	15	0.07%	12	0.04%	27	0.04%

公益社団法人・公益財団法人の監査の要件である「①収益の額が1,000億円以上、②費用及び損失の額の合計額が1,000億円以上、③負債の額が50億円未満のいずれにも該当しない」と比べても、医業収益10億円の要件は厳しい印象

4 医療法人・社会医療法人の法定監査報酬の状況について

(1) 監査法人種別別の件数及び平均監査報酬額（1法人1回当たり）

四大監査法人の場合は、1回1法人当たり1,000万円超、それ以外の場合は約300～500万円程度であった。

	医療法人		社会医療法人		全体	
	法人数	報酬額(万円)	法人数	報酬額(万円)	法人数	報酬額(万円)
① 四大監査法人	1	3,200.0	2	1,100.0	3	1,800.0
② ①以外の監査法人	8	414.4	12	521.5	20	478.6
③ 公認会計士事務所	3	521.7	8	368.1	11	410.0
④ 公認会計士	3	578.7	5	320.6	8	417.4
総計	15	654.4	27	481.7	42	543.4

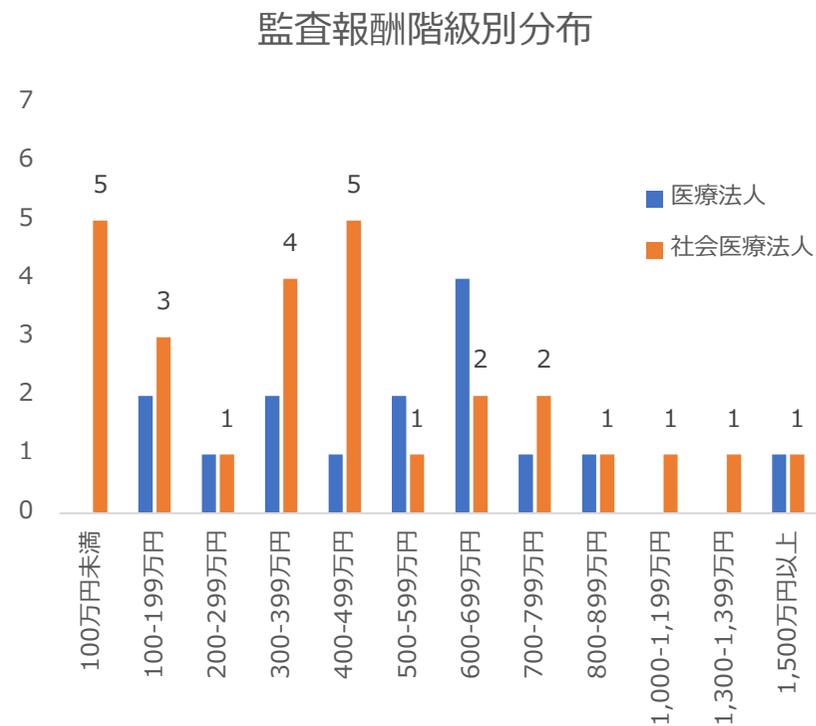
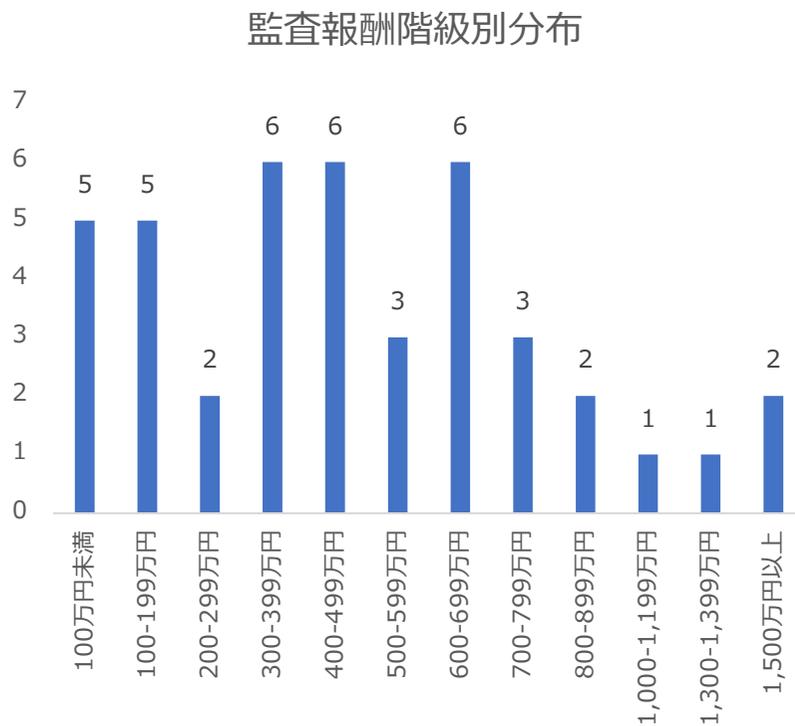
医療分野という特殊性が強い非営利法人に対して、内部統制の確認を含む実効性のある監査を実施するためには、非営利会計及び専門性の高い医療分野に関する専門的知見を有する多数の公認会計士等のスタッフが必要となる。

四大監査法人や医療分野に特化した監査法人・会計事務所に依頼せざるを得ない背景があると考えられる。

4 医療法人・社会医療法人の法定監査報酬の状況について

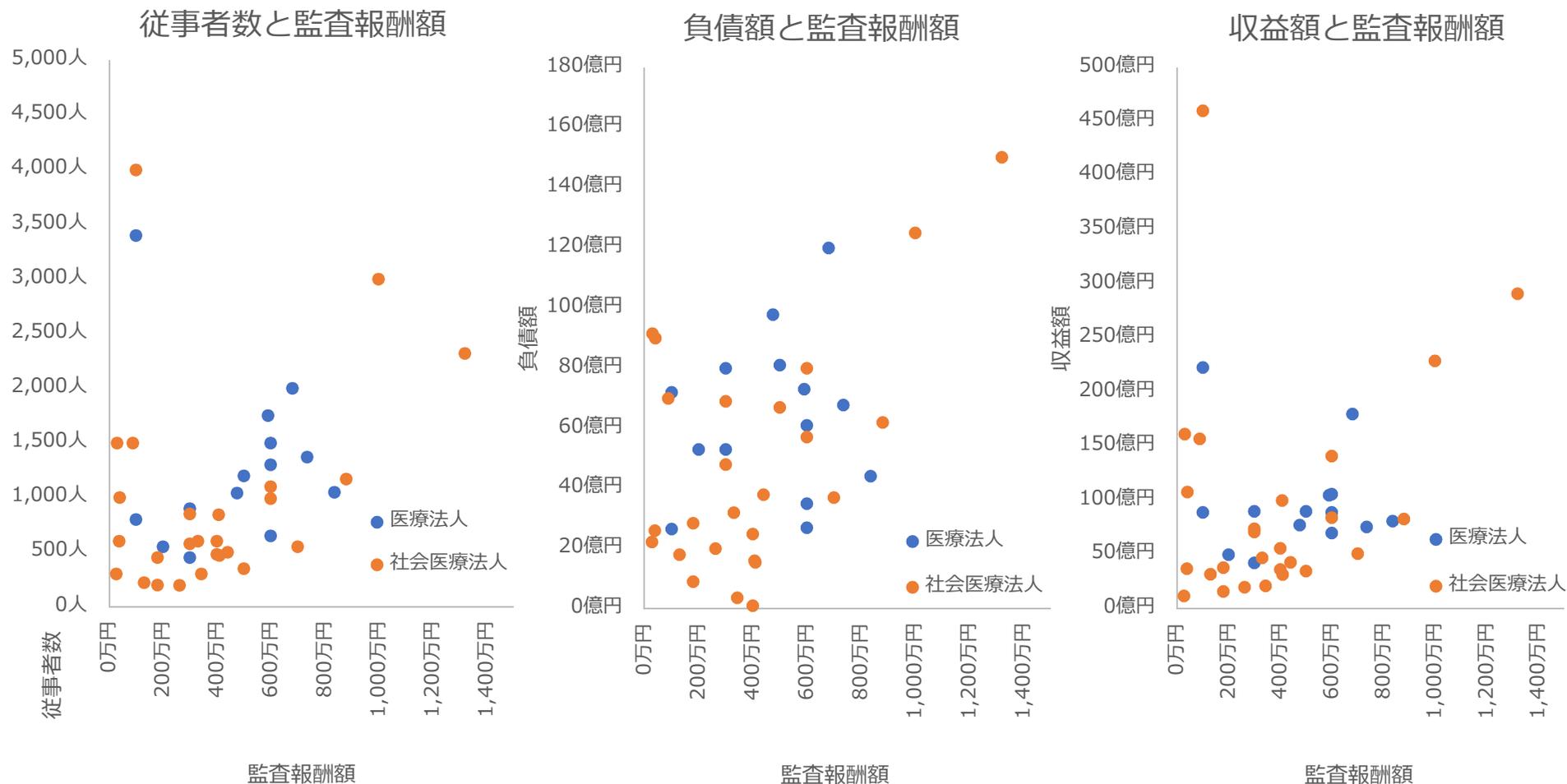
(2) 監査報酬階級別の分布

700万円未満でばらつきがある。通常の会計事務の委託に加えて外部監査を実施していることが多いと考えられ、従前の会計業務の委託契約の水準も影響していると考えられる。



4 医療法人・社会医療法人の法定監査報酬の状況について

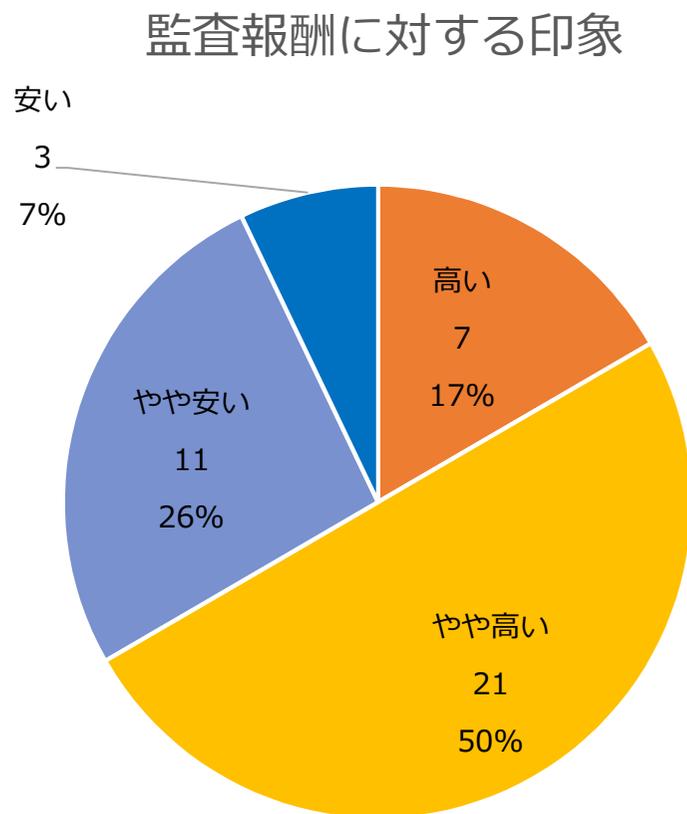
(3) 監査報酬額と各指標の分布について



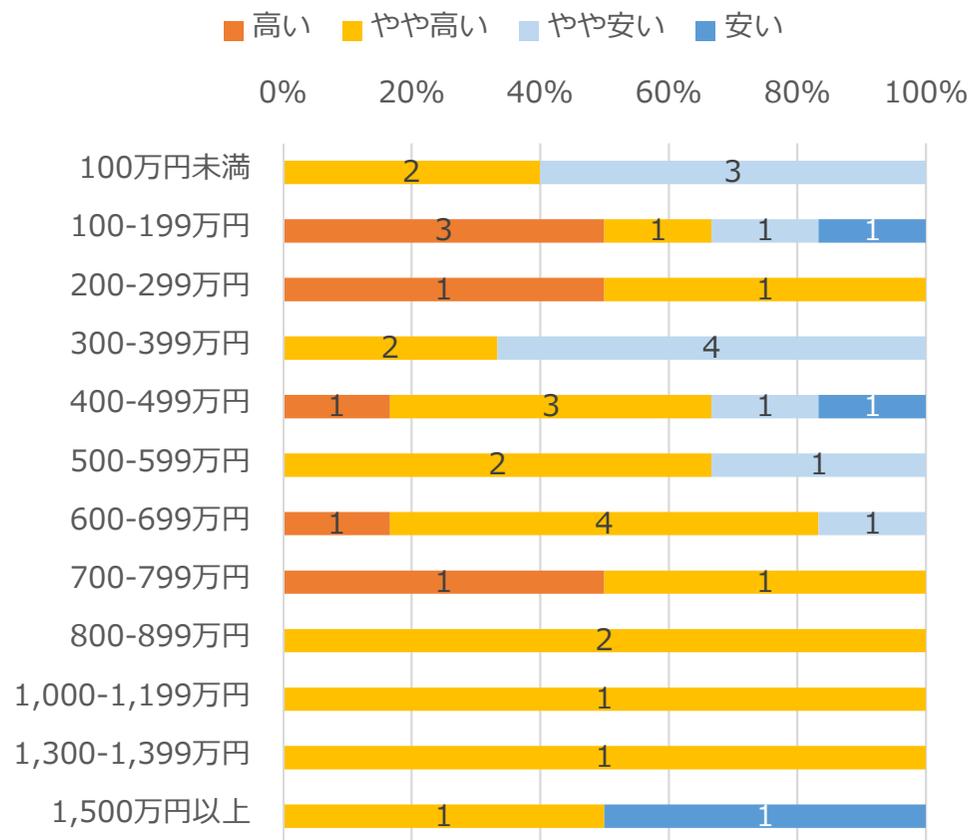
5 医療法人・社会医療法人の監査報酬に対する印象について

(1) 監査報酬に対する印象

約67%の法人が、監査報酬について「高い」又は「やや高い」と回答していた。100万円未満及び300万以上399万円以下の階級で「やや安い」が上回ったものの、大部分の階級で「高い」又は「やや高い」が上回っていた。



監査報酬階級別の監査報酬の印象



5 医療法人・社会医療法人の監査報酬に対する印象について

(2) 医業収益規模別の監査報酬に対する印象

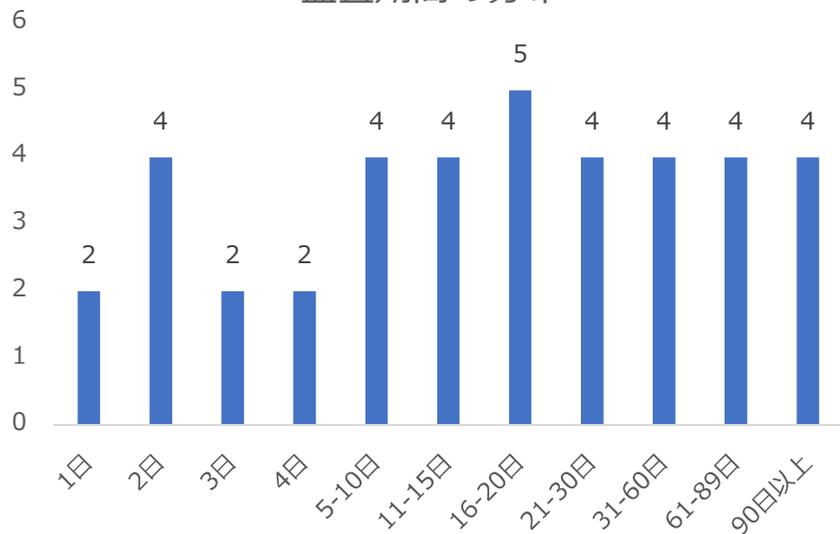
社会医療法人の収益規模70億円未満の各階級については、医業収益対監査報酬割合が高く、「高い」「やや高い」と回答した割合が高くなっていった。

医業収益	医療法人			社会医療法人			全体		
	法人数	医業収益対 監査報酬割合	高い・やや 高いの割合	法人数	医業収益対 監査報酬割合	高い・やや 高いの割合	法人数	医業収益対 監査報酬割合	高い・やや 高いの割合
10-19億円				2	0.07%	100.0%	2	0.07%	100.0%
20-29億円				2	0.15%	100.0%	2	0.15%	100.0%
30-39億円				6	0.08%	83.3%	6	0.08%	83.3%
40-49億円	1	0.07%	100.0%	2	0.09%	0.0%	3	0.08%	33.3%
50-59億円	1	0.04%	100.0%	2	0.10%	100.0%	3	0.08%	100.0%
70-79億円	3	0.08%	100.0%	2	0.04%	0.0%	5	0.07%	60.0%
80-89億円	3	0.06%	100.0%	2	0.09%	100.0%	5	0.07%	100.0%
90-99億円	2	0.04%	0.0%				2	0.04%	0.0%
100億円以上	5	0.03%	60.0%	9	0.03%	44.4%	14	0.03%	50.0%
総計	15	0.04%	73.3%	27	0.04%	63.0%	42	0.04%	66.7%

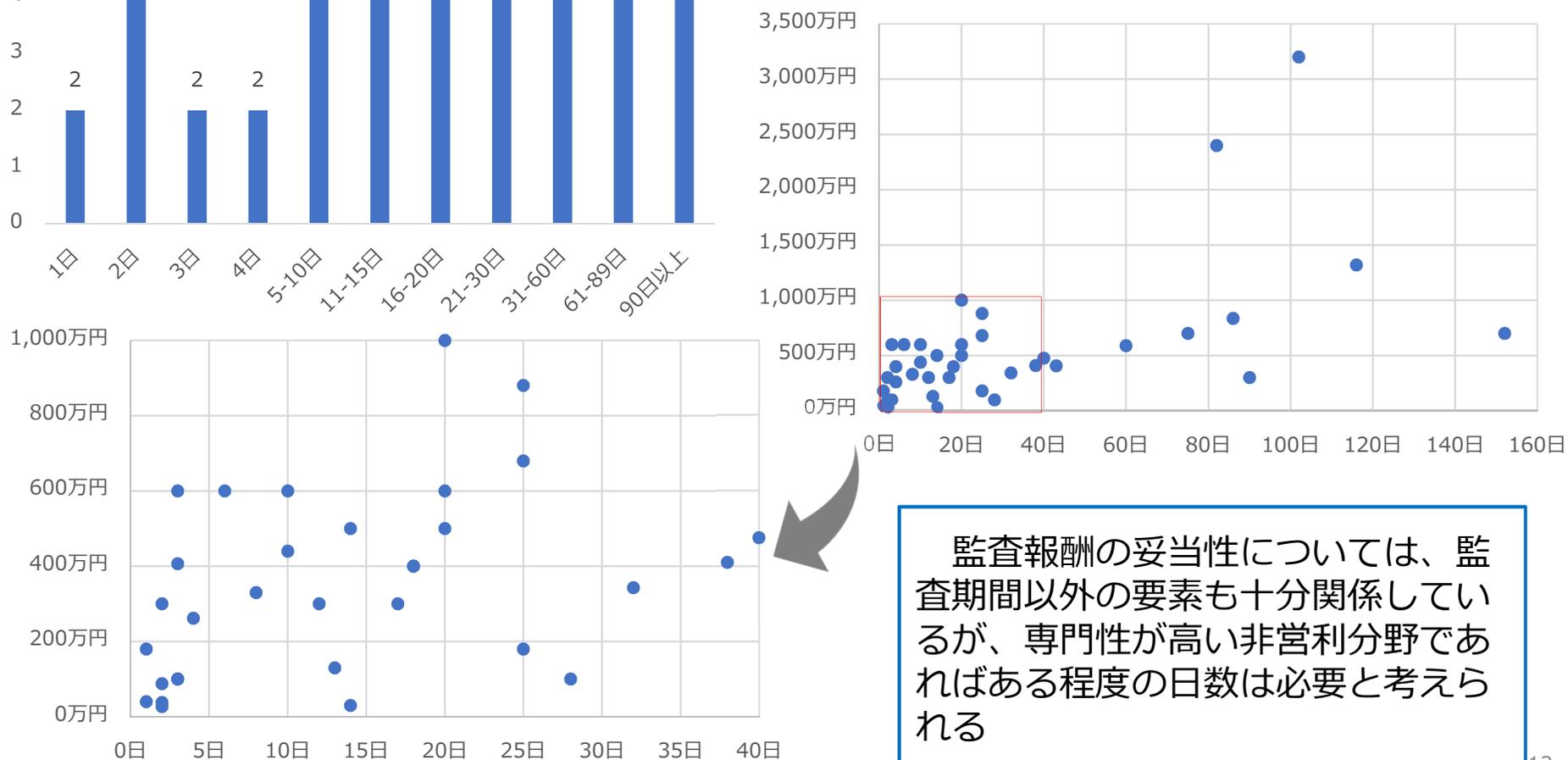
6 監査報酬と監査期間について

監査期間については平均31.4日間で、長期間にわたる監査の監査報酬は高額となっていた。

監査期間の分布



監査報酬と監査期間



監査報酬の妥当性については、監査期間以外の要素も十分関係しているが、専門性が高い非営利分野であればある程度の日数は必要と考えられる

7 法定監査に対する意見について

(監査の必要性)

- a. 正直、非営利で株主への配当などが無い医療法人になぜ外部監査を義務付けたか疑問です。
- b. 金融機関が主な債権者となり、他に株主等がいる訳では無い医療法人において外部監査の必要性があるのか疑問を感じております。(ただでさえ、業況(報酬)は厳しくなっていくなかで、監査報酬も経営を圧迫しております。)
- c. 外部監査に合わせて各種引当金の計上や経理規定の整備、内部統制制度の構築等のための負担がかなり大きかった上に、メインバンクからは「中小企業の外部監査は格付けにほぼ影響しない(やる意味があまり無い)」と言われ、制度上のメリットがあまり感じられない。
- d. 公認会計士は会計制度のプロではあるが、全ての公認会計士が必ずしも病院業務に精通しているわけではないため、昨年度、内容によっては病院業務を一から説明する場合(会計士に対する教育)もあった。医療法人を監査するには医療に精通した公認会計士が必要と考える。
- e. 外部監査の対象法人について、基準をもっと高くして欲しい。

(監査のメリット)

- a. 外部監査に合わせて各種引当金の計上や経理規定の整備、内部統制制度の構築等を行ったため、会計上の標準化・透明性は以前よりは高まったと思われる。
- b. 会計監査を通して内部統制環境の整備に役立つ。
- c. 会計データは、オンラインで事務所とつながっていますので、日々事務所で会計処理をチェックされているようです。

(費用負担)

- a. 官報による決算報告が細かくて、費用も高すぎである。
- b. 必要と思いますが、医療用に簡易に安くできないものか？
- c. 監査そのものは有意義であるが、対応する人員含めたコスト増は負担である。

8 これからの外部監査について

- ① 社会医療法人の法定監査の基準（収益額10億円以上又は負債額20億円以上）について、収益額10億円は小規模（100床未満）の一般病院の収益で該当する水準であり、他の非営利法人に比べても基準が厳しいと考えられる。収益規模の小さい法人においては、監査報酬が医業収益に占める割合が高くなっていることから、負担と透明性確保・ガバナンス強化のバランスの視点も重要である。

※社会福祉法人の会計監査人設置基準

2017.4以降の会計年度	収益30億円超または負債60億円超
延期（2019.4以降の会計年度	収益20億円超または負債40億円超）
延期（2021.4以降の会計年度	収益10億円超または負債20億円超）

- ② 専門性の高い医療分野であることを踏まえた質の高い監査が求められる。法人経営の向上や内部統制の充実に資するような助言や付加価値の提供、オンライン監査の導入などによる医療機関の負担軽減に関する取組が重要になる。
- ③ 本調査は医療法人・社会医療法人の監査報酬に関する初めての調査であり、監査報酬に関する現状等を把握できた。今後も、本調査結果を踏まえた設問や回答法人数の充実に図りながら、継続して実施していきたい。